

地域指定年月日	久喜	昭和47年12月19日
	菖蒲	昭和46年12月25日
	栗橋	昭和47年12月19日
	鷺宮	昭和47年12月19日
整備計画 策定年月日	久喜	昭和48年12月27日
	菖蒲	昭和48年12月5日
	栗橋	昭和49年7月30日
	鷺宮	昭和48年12月27日
市町合併年月日	久喜市	平成22年3月23日
計画変更年月日	平成26年8月28日	
市町村コード	11232	

久喜市農業振興地域整備計画書

平成26年8月

埼玉県 久喜市

目 次

ページ

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	7
第2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
4	他事業との関連	10
第3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	16
2	農業近代化施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	19
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	19
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	20
3	農業従事者就業促進施設.....	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	20
第8	生活環境施設の整備計画.....	22
1	生活環境施設の整備の目標.....	22
2	生活環境施設整備計画.....	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	22
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	22
第9	附図.....	別添
1	土地利用計画図 (附図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (附図2号) 該当なし	
3	農地等保全整備計画図 (附図3号) 該当なし	
4	農業近代化施設整備計画図 (附図4号) 該当なし	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (附図5号) 該当なし	
6	生活環境施設整備計画図 (附図6号) 該当なし	

別記	農用地利用計画.....	別添
(1)	農用地区域	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

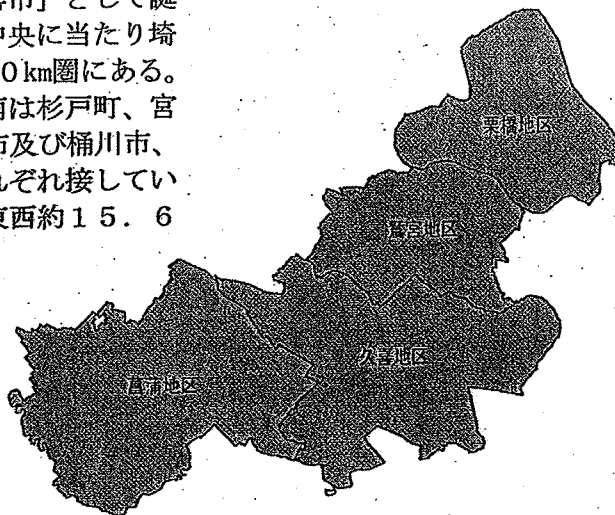
(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 本地域の位置

久喜市（以下「本市」という。）は、平成22年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町の1市3町が合併して新しい「久喜市」として誕生した。本市は、関東平野のほぼ中央に当たり埼玉県東部の東部に位置し、都心まで50km圏にある。

東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接している。面積は82.4km²、市域は東西約15.6km、南北約13.2kmである。



(イ) 自然条件

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属している。平均気温は14.5℃、年間平均降水量は、1,281mmである。（1981～2010年、熊谷地方気象台）

地形は、おおむね平坦で標高は8～14mのやや西高東低の緩やかな勾配をなしており、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地や旧流路跡などの低地からなっている。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路及び見沼代用水等の多くの河川や用水路に恵まれている。

土壌は、利根川沖積層に属し、米や麦等の農作物に適する砂質土壌で水稻を始め、果樹、施設野菜等の栽培が盛んに営まれている。

(ロ) 交通・運輸条件

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道（以下「東北自動車道」という。）、国道4号及び国道122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）及び国道125号が横断している。また、鉄道は、南北方向にJR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、5つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれている。

本地域は、県都さいたまから約30km圏、都心へは約50km圏内に位置し、交通・輸送条件に恵まれていることから、周辺地域の工業化や宅地化が進行している。

本地域で生産された生鮮食品は、本地域や周辺地域、そして、市内だけでなく、首都東京、県都さいたま市等の大消費地にも出荷されている。このように、大都市近郊に位置する立地条件と交通・運輸条件から本地域の市場条件は、比較的恵まれている。

(エ) 人口・産業動向

本市の人口は、工業化や宅地化の進行とともに増加してきたが、平成17年の154,684人をピークに緩やかな減少傾向にある。一方、世帯数は、ひとり暮らしや核家族の増加等による世帯当り人口の減少により増加傾向にある。

今後は、子育て支援の充実、産業の振興、雇用の確保、福祉・教育の充実、居住環境の保持・増進などの施策を推進することにより、定住などの促進に努め、平成37年の目標人口は146,000人(国勢調査ベース)を見込む。また、総人口の減少に伴い就業人口も減少しており、今後の総人口の減少に伴い、就業人口の減少を見込むこととする。

産業経済の動向については、稲作のほか、首都圏に近い立地条件を活かし、稲作の複合経営を中心とした都市近郊型農業により発展してきたが、都市化や産業構造の変化により、第1次産業の生産額の比重の低下が今後も進展するものと考えられる。今後も、少子化、農業従事者の高齢化による担い手不足などにより、農家人口は減少する見通しで、平成22年の総農家戸数は、3,048戸、平成37年の総農家戸数は、2,340戸となる見通しである。

このような状況下、平成25年3月に策定した「久喜市総合振興計画」では、将来像「豊かな未来を創造する個性輝く文化都市 ～人と愛水と緑 市民主役のまち～」の実現をめざして」の実現に向けた計画的なまちづくりが進められている。

(カ) 土地利用の方向

本市は、都心までの交通利便性に恵まれていることから、周辺地域の宅地化・工業化が進行している。首都圏の発展に伴い、住宅地や産業用地の需要が高くなっている。

農業振興地域内においても、農地の流動化等によって、農地を提供した農業従事者の安定的な就業の場を確保するために工場の誘致が必要である。

さらに、圏央道の開通も予定されており、都市化の発展を図るために、農地の減少が進むものと予想される。

こうした状況を踏まえ、今後とも農業と都市とが調和のとれた魅力ある地域づくりをめざす。

- ・農業振興地域の秩序ある土地利用計画をもとに、保全すべき農地を明確にし、今後とも適切な維持管理を通じて、良好な田園空間の創造を図る。
- ・優良農地の確保とともに、農業生産基盤としての農地を計画的に整備していくことにより、都市農業の確立を図る。
- ・農地を維持・保全するだけでなく、地域住民にとって快適な生活空間の創造を図るとともに、高齢者にも配慮し、誰もが不都合を感じることなく利用できる生活環境の整備を推進し、地域の活性化を図る。
- ・農地が持つ多面的機能を評価・維持管理することにより、地域住民、都市住民にも開かれた憩いとやすらぎの場の提供を図るとともに、農業従事者の安定的な就業の場の確保を図り、地域の活性化を図る。

農業振興地域内の土地利用

(単位: ha, %)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (23年)	3,494.3	64.7	10.3	0.2	37.0	0.7	908.1	16.8	953.6	17.6	5,403.3	100.0
目標 (37年)	3,354.3	62.1	12.3	0.2	37.0	0.7	976.1	18.1	1,023.6	18.9	5,403.3	100.0
増減	△140		2.0		0		68.0		70.0		0.0	

注) () 内は混牧林地面積である。資料: 現在の宅地は固定資産データ、それ以外は確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況、目標は耕地のかい廃を参考に設定

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本域内にある現況農用地3,494haのうち、a～cに該当する農用地で、おおむね次に掲げる農用地約3,494haについて、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
 - (a)集落区域内（接続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
 - (b)自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
 - (c)その他幹線道路等沿線であり、宅地等が混在している農用地等

(4) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(7)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(7) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況農用地の保全に資する森林、原野等については農用地区域に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

本市の農用地は、食料の安定的な供給を行うための基礎的な土地資源である。その上、市土保全機能、やすらぎ・うるおいの空間や防災の空間等本地域の環境保全的機能に大きな役割を果たしている。そのため、市民だけでなく、県民、国民に対して必要不可欠な機能となっており、本市の都市と調和した農業の維持・発展を図るために農用地区域を設定する。また、農用地を確保するため、耕作放棄地の発生抑制・再生に努める。

なお、地域ごとの的確な土地利用計画を立案するために、自然的・社会的・水利的・農業経営的条件の類似により区分する。

ア 農用地等利用の方針

【久喜地区】

本地区内の農用地区域の田は、集団団地を形成し、畑及び樹園地は、田又は住宅地とともに混在している状況にある。そのため、各地区の諸条件に適合し、都市農業の特色を活かした農産物を見極め、その供給地としての位置づけを明確にする。具体的には、小麦、二条大麦、ねぎ、なす、きゅうり、いちご等の重点作目を担い手農家を中心に導入し、地域として産地化を図る。さらに、有機栽培、堆肥等の有機質投与による農地の土づくりを基本とした環境保全型農業の推進を図る。

近年、都市化が進む中で、農地は、人々にうるおいとやすらぎをもたらす存在となっている。生産活動を体験することによって、育てる喜び、収穫の喜びを体験でき、都市と農村との交流の場の提供をすることによって、農業従事者の安定的な就業の場の確保とグリーン・ツーリズムの推進を図る。

(ア) 清久地域 (久A-1、久A-2)

本地域の農地約80%は、小規模区画であるもののほ場整備されている。今後は、ほ場の大規模区画化と汎用水田への整備を推進するとともに、農地の流動化を進め、経営規模の拡大、生産性の向上を図る。

水田は、生産調整への対応を図るため、汎用水田への整備を進め、麦・大豆の集団団地化栽培を推進する。畑と樹園地は、施設野菜(いちご・きゅうり等)、果樹(梨・ぶどう)の栽培技術水準の向上と農業近代化施設の整備を推進する。

また、身近な自然や動植物とのふれあいを求めたり、「うるおい」や「やすらぎ」を求める都市住民に対し、都市住民にも開かれた場の提供を本地域の農業農村への理解とPR、地域住民と都市住民との交流を図るために整備された市民農園への利用促進を図るとともに、施設野菜の直売所ともぎとり等観光農園の整備を推進する。

(イ) 江面地域 (久B-1、久B-2)

今後は、ほ場の未整備地区の整備と清久地域同様に、汎用水田への整備を推進する。

水田は、生産調整への対応を図るため、汎用水田への整備を進め、麦・大豆の集団団地化栽培を推進する。畑は、いちご・きゅうり等の施設野菜の栽培技術水準の向上と土づくりを基礎とした環境保全型農業を推進するために必要な農業近代化施設の整備を推進する。

【菖蒲地区】

農用地区域を設定する区域は、おおむね団地を形成しているが、畑及び樹園地は、宅地・その他と混在している。将来は、集落営農の推進により、自給的農家や集約型農業を営む農家等の協力を得て、団地化されている農地を担い手に集約化し、優良農地については耕地利用率を高め、農用地の有効利用を図る。

(ア) 菖蒲地域 (菖A-1、菖A-2)

菖蒲町新堀地内には集団的な水田があることから、施設集約型野菜農家や自給的農家との話し合いにより、優良な水田地帯大区画化を検討し、担い手への利用集積等を図る。畑については施設園芸と果樹栽培を推進する。

(イ) 三箇地域 (菖B-1、菖B-2、菖E)

平成3年に完了した台土地改良区や上大崎の土地改良区では、集団的な水田地帯があり、優良な農用地として有効利用を図る。台土地改良地区については30a区画となっているが、上大崎地内は、小規模区画があることから、大規模化を推進しつつ、利用集積等により米作の省力化を図る。畑については施設園芸と果樹栽培を推進する。

(ウ) 小林地域 (菖C-1、菖C-2、菖C-3)

県営内水面特殊ほ場整備事業及び第2期農業構造改善事業として、30a区画に整備された集団的な水田の優良農地であり、地域農業の担い手への利用集積により土地利用型農業を推進する。畑については施設園芸、果樹栽培を推進する。

(エ) 栢間地域 (菖D-1、菖D-2、菖D-3)

県営内水面特殊ほ場整備事業として、30a区画で整備された集団的な水田の優良農地であり、地域農業の担い手への利用集積により土地利用型農業を推進する。畑については農道等の整備を進め施設園芸、果樹栽培を推進する。

【栗橋地区】

農用地等区域を設定してある農用地の利用状況は、畑及び樹園地は、宅地・その他と混在しているが、田については大部分がほ場整備されている。本地区は、国道4号、125号に接し、東北自動車道の加須、久喜両インターチェンジに近く有利な立地所条件下にある。今後は、農業経営基盤強化促進法の円滑な推進を図りつつ、農地の集団化を図り農用地の有効利用を図る。

(ア) 栗橋・静地域 (栗A-1、栗A-2、栗A-3)

田のほとんどは、ほ場整備が完了しており、今後は用排水路の整備を推進して米作の省力化を図るとともに、土地利用型作物の作付の栽培を促進しながら、集団化を推進する。

(イ) 豊田地域 (栗B-1、栗B-2)

田の大部分は、ほ場整備が完了しており、今後は用排水路の整備を推進して、米専作経営の合理化を促進するとともに、土地利用型作物の栽培を積極的に推進し、施設園芸のいちご等の集団化を図っていく。

【鷺宮地区】

農用地区域内の農業生産の目標を達成するためには、土地条件・経営条件を考慮して地域条件に適応した営農類型を誘導し農業経営の複合化を図り、農用地区域の高度化を積極的に図る。

農業生産の目標において本地域で今後重点的に振興すべき作物として、現在は米・麦・ソバ・野菜に依存しているが、土地利用の高度化等営農形態の改善はみられても、現在と変わらないものと思われる。

米作については米需要の将来を考慮して、農業経営基盤強化促進法の円滑な推進を図りつつ、作業受委託、農地流動化により耕地利用率の向上に努める。さらに、営農の合理化、省力化を推進する。また、経営の安定化を目指して裏作に麦・ソバ・野菜の集約作物の導入を図り、米・麦主穀経営を基盤とする複合化を図る。

ソバについては、首都圏住民に高品質で新鮮な農産物を供給するとともに、団地化を積極的に進め、生産の拡大を推進する。

(ア) 鷺宮第1地域 (鷺A-1、鷺A-2)

地域内耕地の60%は、30a区画で整備済みであり、米作の省力近代化を推進する一方、麦・ソバ・大豆の集団栽培を推進する。今後は、未整備ほ場の基盤整備を推進し地区内農家の組織的対応による集団営農を推進する。

(イ) 鷺宮第2地域 (鷺B-1、鷺B-2)

地域内の未整理地区は、ほ場整備を行い米作の省力化を推進する。また、苺・きゅうり等の施設園芸を推進すると共に、従来から主産地である梨栽培を推進する。

(ウ) 桜田第1地域 (鷺C-1、鷺C-2)

地域内耕地の95%は、20a以上の区画で整備済みであり、米作の省力近代化を推進する一方、麦・ソバ・大豆の集団栽培を推進する。地区内の未整理地区はほ場整備を行い、米作の省力近代化、麦・ソバ・大豆の集団化を促進すると共に、苺等の施設園芸を推進する。

(エ) 桜田第2地域 (鷺D)

地域内の未整理地区はほ場整備を行い、農地の流動化を促進し、経営規模の拡大を図りつつ米作の省力近代化を推進する。

農用地区域内の土地利用

(単位: ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
久喜地区	734.5	734.5	0	-	-	-	-	-	-	5.1	5.1	0	739.6	739.6	0	-
菖蒲地区	1,522.9	1,522.9	0	-	-	-	-	-	-	2.4	2.4	0	1,525.3	1,525.3	0	-
栗橋地区	566.6	566.6	0	-	-	-	-	-	-	1.0	1.0	0	567.6	567.6	0	-
鷺宮地区	424.6	424.6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	424.6	424.6	0	-
計	3,248.6	3,248.6	0	-	-	-	-	-	-	8.5	8.5	0	3,257.1	3,257.1	0	-

資料: 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況(平成23年12月)

イ 用途区分の構想

各地域の実情を十分に考慮、また、経営所得安定対策制度を活用しながら、土地条件あるいは、土地基盤整備の可能性等を考慮して、農家の生産技術確立等、生産性の向上を主眼とした用途区分を定める。

【久喜地区】

(7) 清久地域 (久A-1、久A-2)

新川用水・備前堀川水系に接する加須市と菖蒲地域との境界及び市街化区域、江面地域の境界に囲まれた区域である。農地の約80%は、小規模ではあるが整備された水田であり、機械化の条件に恵まれていることから今後も水田として利用する。また、麦・大豆の集団化を推進する。

(4) 江面地域 (久B-1、久B-2)

黒沼笠原用水及び新川用水・備前堀川下流に接する白岡市・宮代町との境界及び市街化区域・清久地域との境界に囲まれた地域である。団地性のある水田であるため、今後麦・大豆の集団化を推進する。

【菖蒲地区】

(7) 菖蒲地域 (菖A-1、菖A-2)

北に備前堀川を境に加須市、東に県道川越栗橋線を境に三箇地域、西に小林地域に囲まれた地域である。畑や果樹園が混在しており農業生産の合理化が阻害されていることから、作目ごとの集団化を機軸として、土地利用の再編を推進する。

(4) 三箇地域 (菖B-1、菖B-2、菖E)

西に市街地、東に久喜菖蒲工業団地に囲まれたおおむね水田利用の地域である。畑や果樹園が混在した地域があることから、農業生産の合理化を図るため、作目ごとの集団化を機軸として土地利用の再編を推進する。

(7) 小林地域 (菖C-1、菖C-2、菖C-3)

元荒川水系に属する平坦部で、農用地は汎用田として既に用排水路の整備された団地を形成している地域である。田畑輪換に対応できる条件を備えていることから農地としての利用を推進する。

(5) 栢間地域 (菖D-1、菖D-2、菖D-3)

元荒川水系に属する平坦部であり、農用地は汎用田として用排水路の整備され、団地化している地域である。農地としての利用を推進する。

【栗橋地区】

(7) 栗橋・静地域 (栗A-1、栗A-2、栗A-3)

大堀排水路を中心とする栗橋・静地域においては、ほ場整備が完了し、用排水路の整備もされており、125haという団地化した農地であるため、今後、中・大型機械による労力の省力化の方向が期待できるので、田としての利用を推進する。

栗橋総合支所を中心とする間鎌、佐間、北広島においては、ほ場整備が完了しているので、田としての利用を推進する。

稲荷木排水路を中心とする佐間、島川、高柳においては、ほ場整備が完了しているので、田としての利用を推進する。

(4) 豊田地域 (栗B-1、栗B-2)

小右衛門、中里については、ほ場整備も完了しているので(ア)同様田としての利用を推進する。しかし中里地域の一部はいちごの栽培が行われているので、畑としての利用を推進する。

県道阿佐間・幸手線を中心とする河原代、新井、狐塚については、ほ場整備が完了しているので大型機械導入による労力の省力化も期待できるので田としての利用を推進する。

【鷺宮地区】

(7) 鷺宮第1地域 (鷺A-1、鷺A-2)

荒川用水と東武鉄道伊勢崎線間に広がる水田で地域内耕地の60%は、30aの区画で整備済みであり、機械化の条件に恵まれていることから労力の省力化の方向が期待できるので田としての利用を推進する。また、汎用田としての整備を進め、麦・ソバ・大豆の集団化を推進する。

(4) 鷺宮第2地域 (鷺B-1、鷺B-2)

東武鉄道伊勢崎線沿線に展開する農用地で、その半分が田として、残り半分が畑としての利用がされ、田については、未整備な田を集団化して整備し米作の省力化を図る。小規模に点在する田は、畑に転換をすすめ、苺・きゅうり等の施設園芸を推進するとともに、従来から主産地である梨栽培地として利用を推進する。

(7) 桜田第1地域 (鷺C-1、鷺C-2)

中川南側沿川に展開する農地で、地域内耕地の95%は、20a以上の区画で整備済みであり、米作の省力近代化を進めながら田として利用する。一方で、田と畑の混在が見られ、田については、小規模に分散して機械化の条件に恵まれないことから、田から畑への転換を進め、畑地の集団化を図り農地としての効率的な利用を進める。

(4) 桜田第2地域 (鷺D)

葛西用水路沿川に展開する農用地で、その半分が田として、残り半分が畑としての利用がされている。田については、葛西用水路沿川に団地化されていることから今後も田として利用する。畑についても用水路北側に団地化されており、利用集積を進めながら、畑としての効率的な利用を推進する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

【久喜地区】

本地区の農地は集団化されているが、30aの標準区画に整備された水田は、約10%である。但し、10a区画以上の整備率で見ると約70%の水田が整備されている。また、畑・樹園地は、集落の内部やその周辺に多く、宅地と混在している。畑・樹園地の整備率について、農道が整備された整備率で見ると、それぞれ約40%となっている。

農地は、平坦かつ、緩やかな傾斜で田は一部を除き、排水条件に恵まれておらず、湿田・半湿田が多い状況である。区画については、ほ場整備が終了した地区については、長方形・正方形であるが、他の未整備地域は、台形等の不整形の上、大きさもそれぞれ異なり、農道、排水路も整備されていないものが多い状況である。

農業は、都市化の進展によって、営農活動に影響を及ぼしている昨今、無秩序な転用・開発等を防止し、長期的な営農を前提とした優良農地の積極的な保全を図るため、今後とも農業生産基盤整備の充実を図る。

平坦な本地区において、水田は多く分布している。今後は、未整備の地域については、ほ場整備を推進する。既に整備済みの地区は、大規模区画のほ場整備を推進する。さらに、汎用水田への整備を一体的に推進する。

また、農業経営基盤強化促進事業の導入により、農地情報の一元化を図り、農地の有効利用を推進するとともに、農地の流動化を図り、意欲ある農業者への利用集積を推進し、機械利用の効率化・コストの低減を推進する。

本地区の畑及び樹園地は、田又は住宅地とともに混在している。畑・樹園地において、現在農道整備を進め、農地から集荷場・広域的交通網を経て、大消費地までの流通時間は短縮し、鮮度の高い食料品を消費者に供給している。今後とも通作交通での稼働時間の低減と生鮮食料品の荷傷み防止を図るため、農道整備を推進する。

(7) 清久地域 (久A-1、久A-2)

集落及びその周辺以外は、小規模区画であるが、ほ場整備を終了している。今後は、生産性の向上及び農地の高度利用等農業経営の近代化の実現を図るため、大規模区画のほ場整備を推進する。その他の区域については、排水路・農道整備等の事業を地域の実態に応じて、きめ細かく実施する。

(4) 江面地域 (久B-1、久B-2)

樋ノ口・原・除堀の未整備箇所約80haについては、30a区画以上のほ場整備を推進する。

その他の整備済み箇所は、排水路・農道整備等の事業を地域の実態に応じてきめ細かく実施するとともに、農業経営の近代化を図るため、大規模区画のほ場整備についても検討を進める。

【菖蒲地区】

地区内の水田の95%が整備済であるが、大正時代から昭和初期に耕地整理として整備された水田が多い。区画規模も30a未満のものが多く、おおむね30a区画以上で整備された田は32%にとどまっていることから、大型機械施設による効率的な農業生産を展開するため、水田区画の拡大化を図る。そのため、ほ場整備、用排水路、農道等の整備を推進する。また、良好な生活及び営農環境を保全するため、家庭雑排水対策として集落排水整備を推進する。

(7) 菖蒲地域 (菖A-1、菖A-2)

地域のうち集落及びその周辺以外は、小規模ながらもほ場整備を完了しているが、一部排水不良区域については、用排水路等の整備を推進する。また、農業生産の効率を高めるため30a区画への再整備を推進する。

さらに、農地の利用集積や利用率の向上を促進し、生産コストの低減と消費者ニーズに対応した作付け品種拡大のための条件整備を推進する。

(4) 三箇地域 (菖B-1、菖B-2、菖E)

台土地改良区域内は30aの区画整理が完了しているが、まだ一部排水不良地区については、用排水路等の整備を推進する。

当地域は、農業生産の効率を高めるため30a区画への再整備に努めるとともに、農地の利用集積や利用率の向上を促進し、生産コストの低減と消費者ニーズに対応した作付け品種拡大のための条件整備を推進する。

(9) 小林地域 (菖C-1、菖C-2、菖C-3)

当地域は、30a以上規模の大区画のほ場整備が完了した優良農地がほとんどであるが、一部排水の悪い地域については、排水路整備を推進する。

(5) 栢間地域 (菖D-1、菖D-2、菖D-3)

当地域は、集落及びその周辺以外のほとんどが、10a及び30a区画のほ場整備を完了しているが、一部元荒川沿いの地区が未整備となっているので、10a区画の区域も含めて再整備を推進する。

【栗橋地区】

当地区内の耕地はほとんど平坦である。田については、全域が昭和41年度より実施したほ場整備事業により区画30aを原則として整備されている。

県道阿佐間・幸手線沿いの農地について、田、畑、樹園地が混在しているため、ほ場整備はおこなわれていない。以上の状況から今後は、地域別営農類型に基づいて規模の拡大を図り、基幹作物の主産地化をすすめるため作業の省力化、並びに生活環境の整備を図ることを基本として用排水路の改善を推進する。

(7) 栗橋・静地域 (栗A-1、栗A-2、栗A-3)

当地域は、全域にわたり、ほ場整備が完了しており主に稲を作付しているが、今後は、農地集積を図り、中・大型機械による機械化を促進し、その有効利用を図り生産性の向上につとめ、これに伴い用排水路の改良を推進する。

(4) 豊田地域 (栗B-1、栗B-2)

当地域は、全域にわたりほ場整備が完了しており、県道阿佐間・幸手線沿いの東側には畑、水田が、また、大排水路の東側にも、畑、水田がそれぞれ混在している。また、施設園芸、いちごの生産が行われている。今後は、用排水路の改良を図るとともに、生活環境の改善を図り生産の合理化を推進する。

【鷺宮地区】

当地区内の農用地の分布状況は、JR東鷺宮駅を中心にして同心円状に延びる市街化区域343haを除くほぼ全域にわたっている。耕地は全般的に平坦であるが、地域西北部から南東部にかけて緩やかな起伏がみられる台地状をなしている。また、地域的にも集団的なまとまりをもっており、東京から50km圏内に位置し農業的色彩の濃い土地利用形態となっている。各地域とも田が大部分を占め、部分的に梨・苺の作付が見られるが、ほとんどが水稲である。

当地区では、ほ場整備が完了している地域においても、ほ場の区画が10a前後のものが

多く、利用権設定等、農地の集積を図り、大型機械導入が可能となるよう生産基盤を整備して農業生産の合理化・近代化を一層推進し、更に生活環境整備を図るため集落排水事業を推進する。

(7) 鷺宮第1地域 (鷺A-1、鷺A-2)

当地域は、総体的には田であるが、畑、樹園地との混在が随所にみられ、農業生産の合理化を阻害していることから作目ごとの集団化を基軸として土地利用の再編を推進する。

(4) 鷺宮第2地域 (鷺B-1、鷺B-2)

当地域は、総体的には畑、樹園地とが混在している。未整備箇所は、ほ場整備を行い凡用田として整備を進める。作目ごとの集団化を基軸として土地利用の再編を推進する。

(9) 桜田第1地域 (鷺C-1、鷺C-2)

当地域は、総体的には田であるが、畑、樹園地との混在が随所にみられ、農業生産の合理化を阻害していることから作目ごとの集団化を基軸として土地利用の再編を推進する。

(エ) 桜田第2地域 (鷺D)

当地域は、総体的には畑であり、未整備箇所においては、ほ場整備を行い汎用田として整備を推進する。作目ごとの集団化を基軸として土地利用の再編を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

農業生産基盤の整備により、生産性の向上を図ることが重要であり、地域の農業の特性に応じた、ほ場整備事業、かんがい排水事業等を実施するなど、農業生産基盤の整備に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていくために、最も基礎的な農業生産基盤である。しかし、これらは一度荒廃すると、その復旧が困難になることから、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農用地の荒廃を防止し、営農に適した良好な状態で保全していくことが重要な課題である。

本市は、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しつつ農地の有効利用を図る。このため、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等を通じ、認定農業者等の担い手への農地の利用集積を推進し、農用地の保全を図る。

農用地の保全については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、耕作放棄地の農業上の利用増進を図り、耕作放棄地の発生防止、解消に向けた取り組みと併せて、「農地・水保全管理支払交付金」の取り組みの推進を図り、農用地の維持、管理を図る。

また、農業協同組合や各種農業者団体との連携により、市内の特色ある農産物の直売や各種イベントの開催、市民と農業との交流や体験の場の充実を通して、市民の一層の理解を得ることにより、農用地の保全を図る。そのための場として、市民農園の整備や学校農園、福祉農園等としての活用を推進する。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

農用地区域において耕作放棄地があることは、周辺の農地に悪影響を及ぼすことから、「農地・水・環境保全向上対策」を活用して、農業生産環境の維持を図りつつ、多面的な機能を確保できるよう、関係者の協力を得て集落協定を定め、水路保全や施設点検等の活動を促進する。

また、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して、耕作放棄地の再生事業を推進し、農地の貸し借りによる規模拡大や新規参入の促進に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業振興地域は、農業生産の産業全体に対する比率は低下しているが、水田のもつ保水機能等も見直され、環境問題や食の安全、食料自給率向上への関心の高まりから、国内農業の重要性が再認識されている。さらに、大消費地に近いという立地条件を生かし、果樹・野菜・花き等の特産をはじめ、多様な農業生産を展開している。

こうした一方で、農業の担い手の減少や従事者の高齢化及び耕作放棄地の増加が懸念されていることから、認定農業者等農業の担い手を育成・確保するため、経営所得安定対策等の周知及び円滑な導入を進める。

また、都市に近接しているという条件を生かし、契約栽培や直売、加工の導入など付加価値を高める施策を推進し、高収入の作物・作型を導入し地域の産地化を図る。

さらに、農地保有合理化事業などを通じて、規模拡大等を図る担い手にとって、真のコストダウンにつながる面的なまとまりのある形での農地利用集積を図り、農業経営の効率化と安定化を促進する。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	主穀単一 (久喜・菖蒲・鷺宮地区)	20.0ha	水稲単作 7.0ha 水稲・麦 4.0ha 大豆・麦 6.0ha 麦単作 2.0ha 大豆単作 1.0ha 作業受託 8.0ha	-	60%
	主穀単一 (栗橋地区)	24.3ha	水稲 12.0ha 食用 8.0ha 加工用米 4.0ha	-	
	なし複合 (久喜地区)	2.6ha	幸水 0.3ha 豊水 0.2ha 彩玉 0.1ha 水稲 2.0ha 小麦 1.5ha	-	
	なし複合 (菖蒲地区)	5.5ha	幸水 0.6ha 豊水 0.2ha 新高・他 0.2ha 水稲 3.0ha	-	
	なし単一 (鷺宮地区)	1.2ha	幸水 0.7ha 彩玉 0.1ha 豊水 0.2ha 晩生品種(新高、あきづき、王秋) 0.2ha	-	

	営業類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営体	施設きゅうり (久喜地区)	0.4ha	促成きゅうり 0.4ha 抑制きゅうり 0.4ha	-	60%
	施設きゅうり複合 (菖蒲地区)	0.2ha	促成きゅうり 0.2ha 抑制きゅうり 0.2ha 水稲 4.0ha	-	
	施設きゅうり 露地野菜複合 (鷺宮地区)	1.4ha	促成きゅうり 0.2ha 抑制きゅうり 0.2ha 越冬きゅうり 0.2ha 半促成きゅうり 0.2ha 冬ブロッコリー 1.0ha	-	
	いちご複合 (久喜地区)	4.8ha	いちご 0.4ha 促成Ⅰ型 0.1ha 促成Ⅱ型 0.3ha 水稲 4.0ha (内加工用 1.6ha)	-	
	施設いちご・主穀複合 (菖蒲・鷺宮地区)	2.3ha	促成いちご 0.2ha 高設栽培いちご(摘み 取り体験用) 0.1ha いちご苗生産 40,000株 水稲 2.0ha	-	
	いちご複合 (栗橋地区)	10.5ha	いちご 0.2ha 水稲 5.0ha	-	
	ぶどう複合 (久喜地区)	7.0ha	施設加温栽培 0.1ha 雨除け 0.3ha 露地栽培 0.5ha 水稲 3.3ha 小麦 2.7ha	-	
	ぶどう複合 (菖蒲地区)	4.8ha	巨峰露地 0.5ha 簡易被覆 0.3ha 水稲 3.0ha	-	
	ぶどう単一 (鷺宮地区)	1.2ha	露地ぶどう 0.5ha 雨除けぶどう 0.5ha 施設加温ぶどう 0.2ha	-	
	養鶏 (久喜地区)	46,000羽	採卵鶏常時 21,000羽	-	
	施設トマト・露地野菜 複合 (菖蒲地区)	1.3ha	促成トマト 0.2ha 高糖度トマト 0.1ha 秋冬ブロッコリー 1.0ha	-	
	施設トマト複合 (菖蒲地区)	2.3ha	トマト 0.3ha 水稲 2.0ha	-	
	洋ラン (菖蒲地区)	0.1ha	ファレノプシス 0.1ha	-	
	鉢物単一 (菖蒲地区)	0.6ha	シクラメン 0.15ha サイネリア 0.1ha 花壇苗(ハンズ) 0.1ha 花壇苗(アゴダ) 0.15ha	-	

	営業類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別 経営 体	鉢物 (栗橋地区)		シクラメン 0.2ha ニューギニアインパチェンス 0.15ha ベラルゴニューム 0.05ha クレマチス 0.05ha	-	60%
	鉢物・苗木 (鷺宮地区)	0.33ha	苗木(パンジー、ニチヤカ等) 0.73ha 鉢物(ツバキ、初等) 0.29ha	-	
	都市観光農業 (久喜地区)	3.3ha	ぶどう 0.5ha いちご 0.2ha トマト 0.1ha 米麦 1.9ha そば 0.6ha	-	
法人 経営	主穀単一 (久喜・鷺宮地区)	60.0ha	水稲単作 23.0ha 水稲・麦 10.0ha 大豆・麦 27.0ha もち加工 5.0ha 作業受託 100.0ha	-	
組織 経営	主穀単一 (久喜・鷺宮地区)	30.0ha	水稲単作 9.0ha 水稲・麦 6.0ha 麦単作 10.0ha 大豆単作 5.0ha	-	

資料：農業経営基盤強化促進基本構想（平成22年6月作成）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域における農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るためには、農業経営基盤強化促進事業による農用地の流動化により、担い手農家への利用集積、地域農業集団や農業生産組織を基礎とした土地利用集積を図る。また、農業機械利用の共同化等とともに、農用地流動化対策、農作業受委託対策の推進によって、規模拡大及び農用地の効率的利用を図り、地域全体として、生産性の高い都市農業の確立とともに、農業経営体・後継者にとって魅力ある農業経営を確立する。さらに、地力の低下は、減収や品質の低下を招くため、輪作等による、地力の維持増進に努める。

なお、水田については、地域農業集団、農業生産組織等の活動を通じて、汎用水田への整備を推進し、麦、大豆、そばの生産拡大を図る。また、施設野菜については、生産販売及び販売の組織体制の拡充を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

1の(2)の誘導方向を実現するために、次の施策を重点的に取り組む。

(1) 地域農業集団の育成対策

担い手農家を中心とした農家が、農業経営の合理化を図るため、地域内の農用地・機械・施設・労働力等の有効利用を主体とする地域生産組織がある。

今後は、集落単位を基礎とした組織の強化を図り、話し合いによって、農用地の利用集積による経営規模の拡大を図る。また、共同機械・施設の効率的利用を図り、高生産で高所得

の可能な経営体の確立を図る。さらに、法人化された地域農業組織の設立を推進する。具体的には、次の活動を推進する。

- ・担い手農家や中核農家と多数農家との協調・連携を強め、土地や労働力等の効率的利用を図る。
- ・作付地の集団化やブロックローテーション方式の導入を図る。
- ・未利用地や不耕作地の有効利用を図る。また、裏作導入を推進する。
- ・担い手への農地の集積や作業委託を推進する。

(2) 農業生産組織の育成対策

本地域には、生産技術・集出荷の向上を主とする梨やぶどう等の果樹やいちご・きゅうり等の施設園芸の作目の組織と農業機械利用を主体とする水稻や麦・大豆等土地利用型作目の組織がある。

今後は、研修や技術指導等の充実を図り、消費者ニーズや、農作業の受委託や農作業の共同化を図り、組織活動を推進する。

また、農業委員会、農業協同組合等の農業関係機関との連携の強化を図り、農業経営の規模拡大とともに、農用地の効率的利用を図る。さらに、広域的な地域複合経営、生産組織を基盤とする地域的な特色や自主性をもった組織として活動できるよう努める。具体的には、次の活動を行なう。

- ・農業機械及び施設の共同利用を図る。
- ・農作業の受委託及び共同化を推進する。
- ・主穀農家と野菜農家との連携による、稲わら及び麦わら等の有効利用を推進する。

(3) 農用地利用推進事業、農地保有合理化促進事業等農用地流動化の対策

農業経営の規模拡大と農用地の効率的利用を図るため、地域農業集団、農業生産組織、集落ごとの話し合いの場や久喜市広報及びリーフレット等の活用を図り、農用地の流動化についての周知を図る。

また、農業委員会を核とした農地銀行の活動をより一層活発化させ、農地流動化推進員による掘り起こし活動の強化を推進する。農地の受委託に係る情報の一元的把握のもと、適切に結びつける。さらに、農地移動適正化あっせん事業、農用地利用増進事業、農用地保有合理化事業を活用した利用権設定を推進する。

(4) 農作業受委託の促進対策

利用権設定の推進による経営規模拡大と併せて、農作業受委託の作業単位の拡大を推進する。また、農業生産組織が農作業を効率的に受託できるよう、特定農業団体としての法人化(特定農業法人)など体制づくりを推進する。特に農業生産組織間の連携による機械の貸借やオペレーターの依頼等による連携を強化していく。

(5) 地力の維持増進対策

地域ぐるみや個別経営体ごとの輪作体系の確立展開を推進支援し、同時に地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や、たい肥の地域内流通による有機資源の活用等を進め、地力の維持増進に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、米麦を中心とした主穀農業と、いちご・きゅうり等の施設野菜、梨・ぶどうで代表される果樹、花き等の施設園芸の複合農業が中心となっている。今後も、都市近郊という立地条件を活かし、新鮮で安全な食料を、安定的に供給するための近代施設の整備を推進する。それには、農産物の出荷や選別作業等の効率化・共同化を図るため、ロットの確保、荷口の大型化に向けた集出荷施設、貯蔵施設や加工施設の整備のほか、生産者主体の農畜産物直売所施設等の農業施設の整備を推進する。

【久喜地区】

ア 水稻

水稻については、農業生産基盤整備のほ場・用排水・農道の整備を推進し、農地の流動化と地域農業の基幹となる経営体を育成することによって、生産性の向上とブランド米の産地化を図る。

イ 麦・大豆

麦については、農業協同組合が中心となって整備した大型乾燥調製施設（ライスセンター）によって、集出荷体制の合理化を図る。麦・大豆の管理収穫機械施設は、個人導入を抑制し、集落単位に設置された営農集団で導入する方向で誘導する。

ウ 梨

梨については、高品質果実の生産に努め、農業協同組合等が中心となって、花粉銀行、選果機・トラック・トレンチャー等の整備を図っている。今後とも、熟期促進と労力分散を図るために、必要な施設整備を推進する。

なお、消費者ニーズにいち早く対応できる野菜・果樹等園芸施設の整備を推進するとともに、バイオテクノロジー・ハイテクノロジーを活用した高品質高付加価値農産物の栽培を推進する。

エ いちご・ぶどう・野菜

現在、共販体制は概ね100%整備されている。

今後は、都市化が進む中で、都市住民に収穫の喜びを体験でき、都市と農村との交流の場として、もぎとり等観光農園、農産物やその加工品をより多くの消費者に提供するための農業近代化施設整備を推進する。

【菖蒲地区】

ア 水稻

水稻については、規模拡大や大型乾燥調製施設（カントリーエレベーター）の利用率向上、農業機械の共同利用等によるコスト削減を図るとともに、良質な米作りを推進する。このため、生産集団などの育成強化、側条施肥田植機・大型コンバイン等の高性能機能の導入・共同利用を進め、稲作の低コスト化の推進と、共同乾燥調整施設の有効利用による品質の均一化、品質保持のための低温倉庫の整備・拡充等と保管管理体制の整備・強化を図る。

イ 麦

麦については、農業協同組合が中心となって整備した大型乾燥調製施設（カントリーエレベーター）によって、集出荷体制の合理化を図る。麦・大豆の管理収穫機械施設は、個人導入を抑制し、集落単位に設置された営農集団で導入する方向で誘導する。

ウ いちご

いちごについては、市場の信頼性を高めるため、共販率の向上を図り安定出荷体制を確保する。そのため集出荷、予冷設備、選果パッケージ施設等の整備に努める。
また、省エネルギー装置の導入促進を図り生産コストの削減に努める。

エ きゅうり

きゅうりについては、市場の信頼性を高めるため、共販率の向上を図る。施設の導入による安定生産、防除ロボット等による薬剤散布の無人化、土壌診断に基づく適正施肥や有機質の投入による土づくりを推進する。

オ 梨

梨については、自然災害による被害を防止し、安定生産を確保するため、多目的防除網や暗渠整備等を推進する。また、防除機械の共同利用により薬剤散布の省力化を図る。

市場流通における量販店の進出等による流通面の変化に対応するため、選別荷造りの規格の統一と出荷組織の再編整備、情報伝達システムの整備、予冷・保冷施設の導入等を進めるとともに、もぎ取りやオーナー制等による観光果樹園経営や直売については、必要な市場出荷との調整を図りながら生産販売を促進する。

カ 花き

花きについては、集約的栽培の規模拡大を図るため、複合環境制御施設やポットイングマシン、自動かん水装置、底面給水装置、施肥機械、防除機などの導入による省力化・省エネルギー化を推進する。

【栗橋地区】

ア 水稲

水稲については、単一経営が多く水田も集団化されており、1戸当たりの水田耕作面積も多い。将来の農家経営は、規模拡大や大型乾燥施設の利用率向上、農業機械の共同利用等によるコスト削減を図るとともに、良質な米作りを推進する。このため、生産集団などの育成強化、側条施肥田植機・中・大型コンバイン等の高性能機能の導入・共同利用を進め、稲作の低コスト化の推進と、共同乾燥調整施設の有効利用による品質の均一化、品質保持のための低温倉庫の整備・拡充等と保管管理体制の整備・強化を図る。

イ いちご

いちごについては、市場の信頼性を高めるため、共販率の向上を図り安定出荷体制を確保する。そのため集出荷、予冷設備、選果パッケージ施設等の整備に努める。
また、省エネルギー装置の導入促進を図り生産コストの削減に努める。

ウ 花き

花きについては、集約的栽培の規模拡大を図るため、複合環境制御施設やポットイングマシン、自動かん水装置、底面給水装置、施肥機械、防除機などの導入による省力化・省エネルギー化を推進する。

【鷺宮地区】

ア 水稲

水稲については、生産性が高く自立志向農家も多い。将来の農家経営は、規模拡大や大型乾燥施設の利用率向上、農業機械の共同利用等によるコスト削減を図るとともに、良質な米作りを推進する。このため、生産集団などの育成強化、側条施肥田植機・中・大型コンバイン等の高性能機能の導入・共同利用を進め、稲作の低コスト化の推進と、共同乾燥調整施設の有効利用による品質の均一化、品質保持のための低温倉庫の整備・拡充等と保管管理体制

の整備・強化を図る。

イ 麦

麦については、農業者団体が中心となって、乾燥調製施設を整備し、共同利用により、集出荷体制の合理化を図る。

麦・大豆の管理収穫機械施設は、個人導入を抑制し、集落単位に設置された営農集団で導入する方向で誘導する。また、水稻と同様に、土づくりを通じた環境保全型農業の推進とともに、堆肥センターの整備を推進する。

ウ いちご

いちごについては、市場の信頼性を高めるため、共販率の向上を図り安定出荷体制を確保する。そのため集出荷、予冷設備、選果パッケージ施設等の整備に努める。

また、省エネルギー装置の導入促進を図り生産コストの削減に努める。

エ きゅうり

きゅうりについては、市場の信頼性を高めるため、共販率の向上を図る。施設の導入による安定生産、防除ロボット等による薬剤散布の無人化、土壌診断に基づく適正施肥や有機質の投入による土づくりを推進する。

2 農業近代化施設整備計画

効率的かつ安定的な農業経営を目標とする多様な農業を展開していくうえで必要な生産、流通、加工、販売、情報等の施設整備を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農地保有合理化事業を行う社団法人埼玉県農林公社と連携し、立地条件や賃貸条件、受委託条件の調整等を行う場を設けながら、拡大希望農家（担い手）への農地の利用集積を図る。

新規就農希望者に対しては、相談窓口を設けるとともに、農業委員会等による農用地のあっせん、農作業体験を通じた経営研修を受け入れる経営体の確保を図る。また、独立を支援するための利用権設定による貸し農園の整備、農業協同組合と連携して農業機械の貸し出し制度を整備するなど安心して就労できる条件整備を図る。

さらに、担い手への農地集積を促進させるため、農地中間管理事業を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者の育成及び確保については、埼玉県春日部農林振興センター及び農業協同組合などの関係機関と連携を図りながら努める。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

地域営農の推進によって、経営的に魅力ある農業のモデルを示し、次代を担う若い農業者を確保する。特に新規就農希望者への就農サポートや農業生産法人等での就業体験・就職案内を進める。

多様な担い手の育成を図るため、女性の参画を進める。そのため、家族経営協定の締結促進や女性認定農業者の拡大を促進する。

大量退職の時代を迎えていることから、高齢農業者の活動を促進する。特に高齢農業者による新規就農支援、都市住民との交流、地域資源の維持管理活動など環境保全の取り組みを積極的支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、農業、工業、商業等関係機関が連携した農商工連携による農業生産を核に、加工、流通、販売、交流等の第6次産業化の構築に挑戦するなど、新たな産業振興策を実施または検討するとともに、都市農村交流を軸に、コミュニティビジネスをはじめ、女性や高齢者のグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業委員会と緊密な連携のもとに農用地利用集積を図り、担い手に農地集積を推進する一方、農作業の受委託、共同化あるいは兼業作物体系の確立を図ることによって、農用地の有効利用と併せ農業の就業安定を推進する。

(1) 就業相談・指導活動

農家を対象としたアンケート調査の配布や個別調査等を実施し、就業の意向を的確に把握するとともに就業相談所等組織の整備によって、就業相談、指導活動を強化する。

(2) 6次産業の推進

農産物や農産物加工品の販売、農家レストラン、農作業体験、史跡等の有形無形の伝統文化等々の地域資源を活かし、市民をはじめ、隣接市町から訪れる都市住民との交流の拡大とともに、安定的な就業の場の創出を推進する。

都市と農村の交流を推進する中で、農産物の需要の拡大や就業機会の創出等の経済的効果が期待され、これを実現するための施設整備として、農産物直売所、農産物加工施設や都市農村交流施設の整備を推進する。

(3) 企業誘致の推進

農業従事者の就業意向を踏まえて、他産業との調和を図りつつ、企業誘致などにより、安定的な就業の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

農業従事者の就業目標

(単位：人)

I	II 区分	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	林業(漁業)	1	3	4	0	1	1	1	4	5
	鉱業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	建設業	27	14	41	61	4	65	88	18	106
	製造業	98	38	136	227	48	275	325	86	411
	電気・ガス・水道	12	3	15	36	1	37	48	4	52
	運輸・通信	23	7	30	129	9	138	152	16	168
	卸売・小売・飲食	12	18	30	42	19	61	54	37	91
	金融・保険	7	6	13	34	13	47	41	19	60
	不動産	2	0	2	4	6	10	6	6	12
	サービス業	32	43	75	162	102	264	194	145	339
	公務員	92	25	117	110	38	148	202	63	265
	その他	82	92	174	228	160	388	310	252	562
計		388	249	637	1,034	401	1,435	1,422	650	2,072
自営業	林業(漁業)	3	4	7	0	0	0	3	4	7
	鉱業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	建設業	69	9	78	27	0	27	96	9	105
	製造業	19	7	26	1	1	2	20	8	28
	電気・ガス・水道	10	2	12	7	0	7	17	2	19
	運輸・通信	10	2	12	6	0	6	16	2	18
	卸売・小売・飲食	18	7	25	4	0	4	22	7	29
	金融・保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産	31	10	41	0	1	1	31	11	42
	サービス業	46	18	64	8	2	10	54	20	74
	公務員	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	その他	167	205	372	40	23	63	207	228	435
計		374	265	639	94	27	121	468	292	760
臨時 日雇	林業(漁業)	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	10	1	11	13	0	13	23	1	24
	製造業	16	13	29	13	12	25	29	25	54
	電気・ガス・水道	1	0	1	4	0	4	5	0	5
	運輸・通信	5	2	7	12	1	13	17	3	20
	卸売・小売・飲食	0	15	15	4	8	12	4	23	27
	金融・保険	1	1	2	2	4	6	3	5	8
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	8	47	55	22	28	50	30	75	105
	公務員	1	7	8	5	3	8	6	10	16
	その他	44	131	175	69	86	155	113	217	330
計		87	217	304	144	142	286	231	359	590
総計		849	731	1,580	1,272	570	1,842	2,121	1,301	3,422

注) 資料：平成24年度基礎調査の農家意向調査による

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村においては、都市近郊農村としての美しい農村環境づくりが求められている。また、農地の流動化や作業受委託を円滑に推進するための前提となる地域の合意形成や共同行動などが促進される条件を整えることが一層重要になっている。

地域農業の振興、農業構造の改善と活力ある美しく住みよい農村づくりを、同時に実現していく必要がある。生活道路や排水路、地域の集会施設等の整備にあたっては、農用地利用計画との整合性を図るとともに、地域の特性を生かし、利便性のみならず、快適性、景観等にも十分配慮するものとする。

(1) 安全性

大規模な災害から市民の生活を守るため、防災上重要な建築物は、早期に耐震改修を進めるとともに、防災ハザードマップを作成し、市民への周知と注意喚起を図る。また、防災倉庫備蓄品の充実とともに、地域の自主防災組織の育成を図る。

交通安全では、交通安全意識の高揚とともに、交通安全施設の整備を計画的に推進し、防犯においては、防犯灯の設置と維持管理体制の確立により犯罪が起きにくい環境の整備に努める。

(2) 保健性

ごみ処理については、生ごみ減容化・堆肥化処理施設の充実を図る。

生活排水対策としては、農業集落排水事業や合併浄化槽設置促進事業を推進し、水洗化の促進と処理場等の適正な維持管理に努める。

(3) 利便性

地域の生活道路の補修や改修の推進と農村地域の公共交通を確保するため、新たな地域公共交通網の整備を図る。この地域公共交通の利用や農業経営や農村生活の支援ツールとして、情報弱者に対してインターネットや携帯電話の利用を指導し、普及に努める。

(4) 快適性

農村地域の集会所や農村公園の施設環境の充実と水辺環境を整備し、地域コミュニティ活動の拠点、さらには健康増進活動の場、災害時の避難場所として利用の促進と適正な維持管理を促進する。

(5) 文化性

市民農園や観光農園の整備によって、地域住民と都市住民のふれあいを通じた新たな文化の興隆と派生から活力に満ちた生活環境を作っていく。

2 生活環境施設整備計画

農村の生活環境の改善と、都市と農村との交流を図ることを目的とした施設の整備を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

快適な田園空間の創造をめざし、生活環境整備と調和を心がけながらまちづくりを推進する。

第9 附図

別添

- | | | |
|---|-------------------|-------------|
| 1 | 土地利用計画図 | (附図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) 該当なし |
| 3 | 農地等保全整備計画図 | (附図3号) 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (附図4号) 該当なし |
| 5 | 農業就業者・育成確保施設整備計画図 | (附図5号) 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (附図6号) 該当なし |